

佐賀県では、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しています。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

産業廃棄物税の概要

排出事業者(納税義務者)が産業廃棄物の処理を処理業者に委託して、

- 焼却施設へ搬入する場合 **800円/t**
- 最終処分場へ搬入する場合 **1,000円/t**

を焼却処理業者又は最終処分業者を通じて、佐賀県に納めていただきます。

排出事業者(納税義務者)



排出量1,000kg焼却する場合



焼却処理後の残さの最終処分場への搬入は、焼却処理業者が納税義務者ですが、税分が処理コスト増になるため、排出事業者へ請求する処理料金に税相当分として上乗せされます。(排出事業者にとっては、この税相当額は中間処理料金の値上がり分であり、税そのものではありません。)この税相当額は、排出事業者が負担することになります。